特　記　仕　様　書

第１章　総　　則

第１条　適用範囲

１　この特記仕様書は、「令和8年度　市単独事業　舗装構造調査業務委託(その2)」（以下「本業務」）の履行に適用する。

２　本業務の履行にあたっては、特記仕様書による他「舗装点検要領」（平成28年10月 国土交通省 道路局）、「舗装点検必携平成29年版」（平成29年4月 日本道路協会）、「舗装点検要領に基づく舗装マネジメント指針」（平成30年9月 日本道路協協会）、「舗装の維持修繕ガイドブック2013」（平成25年11月 日本道路協会）、「舗装調査・試験法便覧」（平成31年3月 日本道路協会）、アスファルト舗装の詳細調査・修繕設計便覧（令和5年3月）等に基づいて実施するものとする。

第２条　疑　　義

調査実施にあたり、本仕様書及び設計図書等に明示なき事項、又は疑義を生じた場合には調査職員と協議によりこれを定めるものとする。

第３条　委託期間

委託期間は令和8年11月10日から令和9年3月26日までとする。

第４条　調査計画書の提出

受注者は調査の実施に先立ち、あらかじめ調査計画書を作成し、調査職員に提出し、調査職員の承諾を得るものとする。

第５条　打 合 せ

打合せは、原則として3回（作業着手時、中間、成果品納入時）とし、その他必要に応じて行うものとする。

第６条　成果品の品質保証

受注者は本調査が完了した時、受注者の責に帰すべき理由による過失等に起因する不良個所が発見された場合は、速やかに訂正、補足、その他の措置を行わなければならない。

第７条　諸法規の遵守について

受注者は調査履行にあたり、諸法規を遵守し調査の円滑な推進を図るとともに諸法規の運営適用は受注者の負担と責任において行わなければならない。

第８条　交通安全管理

本調査の履行にあたっては交通状況を充分に把握し、調査員の人身事故はもとより第三者に危害を及ぼさないように万全の措置を講じなければならない。本調査に起因して第三者に損害を与えた場合は、受注者の責任において措置するものとする。

第２章　業務内容

第９条　業務目的

本業務は、潟上市が管理する道路の舗装健全度、支持力を確認するために舗装構造調査を行い、その結果から適切な舗装補修断面・工法を検討立案することを目的として実施するものである。

第１０条　業務対象延長

道路延長　L=4.0km

※詳細位置図は別紙のとおり

第１１条　舗装構造調査

１１-１　現地調査（舗装構造調査）

現地調査は、ＦＷＤ調査、舗装構成調査（小口径ボーリング調査）および交通量調査を実施し、舗装の構造について調査する。

ＦＷＤ調査は国立研究開発法人土木研究所による「舗装たわみ測定装置（ＦＷＤ）検定」に合格した車両を用いて、20m間隔で既存舗装の健全度測定を行い、舗装たわみ量・路床ＣＢＲ・残存等値換算厚を算出する。また、調査・解析について技術確保を図るため、測定車両は自社で保有している機材を用いることとし、調査前に性能認定書を提出して調査職員の承諾を得ること。

舗装構成調査は、小口径ボーリングまたは開削により舗装構成（アスコン層厚と路盤層厚）を確認するものとする。

なお、舗装たわみ測定装置（ＦＷＤ）を用いない場合は、道路延長方向に対して 3 箇所/200ｍの頻度で既設舗装を開削、試料採取を実施し、舗装構成の確認を行い、路床ＣＢＲ・残存等値換算厚を算出すること。

交通量調査は、ＦＷＤ調査を実施する路線等に対して行い、12時間の小型車交通量、大型車交通量を調査するものとする。

１１-２　補修工法の検討

現地調査（舗装構造調査）の結果から舗装の診断区分（区分Ⅰ～Ⅲ）を判定し、補修工法の検討を行う。検討に際しては、補修工法として考えられる各断面を算定して施工コストによる経済比較を行うとともに、沿道環境、路線重要度、凍結融解損傷の抑制、舗装の耐久性を考慮し、最適な補修工法を設定する。

また、長期的な耐久性が求められる箇所においては、舗装長寿命化に寄与する工法

など、必要に応じて新技術の採用も積極的に検討するものとする。

１１-３　報告書作成

本業務の内容を取りまとめた報告書を作成する。

第３章　成 果 品

第１２条　提出書類及び報告書（成果品）

本業務の成果品として、以下の成果品を提出する。

１ 報告書 ２部（Ａ４版、簡易ファイル）

２ 上記成果品の電子データ １式（ＣＤ－Ｒ）

３ その他調査職員の指示するもの

第４章　そ の 他

第１３条　再委託の禁止

受注者は主たる業務に該当する、第１１条の業務内容について一部を含め、第三者に再委託してはならない。